

作業員名簿

(令和4年10月 8日作成)

作業所名や工事名を記載。建設キャリアアップシステムを導入し現場IDが登録されている場合は記載。

事業所の名称・現場ID 〇〇ビル新築工事
所長名 福川 三郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

作業員名簿を提出する会社名を記載。

一次会社名・事業者ID 〇〇建設㈱

元請
確認欄
提出日 年 月 日

(次)会社名・事業者ID

元請の現場代理人を記載。

建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

資格・免許等の写しを添付が望ましい。

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険(※1)	建設業退職金共済制度	教育・資格・免許	入場年月日
	氏名			年齢	年金保険(※2)			
	技能者ID				雇用保険(※3)			
1	たてやま たろう	型枠大工	作	S53年3月1日	健康保険組合	有	型枠支保工	R2年10月12日
	立山 太郎			厚生年金		2級建築施工管理技士		
	12345678912345			53歳	1234	有		
2								
3								

職種(型枠大工、とび工)などを記載。

建設キャリアアップシステムを導入し技能者IDが登録されている場合は記載。

※1 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険※保険者番号及び被保険者等記号は記載しないこと)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
※2 左欄に年金保険の名称を記載。(厚生年金、国民年金等)
※基礎年金番号は記載しないこと。
※3 右欄に被保険者番号の下4桁を記載。日雇労働被保険者の場合には、左欄に「日雇保険」と記載。事業主等である等により雇用保険の対象外

建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合記載。

各都道府県の労働局に登録されている教育機関で受けた技能講習を記載。

安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の教務に係る特別教育)を記載。

(注)1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現...現場代理人
- 作...作業主任者((注)2)
- 女...女性作業員
- 未...18歳未満の作業員
- 主...主任技術者
- 職...職長
- 安...安全衛生責任者
- 能...能力向上教育
- 再...危険有害業務・再発防止教育
- 習...外国人技能実習生
- 就...外国人建設就労者
- 1特...1号特定技能外国人

(注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注)3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注)4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注)5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注)6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注)7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4桁を記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注)8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注)9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注)10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注)11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。